



新津商工会議所

No.353-1 2015年11月25日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

*** 12月の主なスケジュール ***

開催日時	種別	内容
12月15日(火) 10:00~14:00	イベント	女性会びっくり市 「まちの駅 ぽっぽ」にて開催! 掘り出し物があるかも...!?商品がなくなり次第終了します!

新春賀詞交歓会参加者募集!

新しい年を迎え、会員同士、会議所と会員との親睦を図るため実施いたします。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- ◇日時：平成28年1月8日(金)
- ◇会場：新森ホール
- ◇記念講演：15:00~16:30
講師 オラクルひと・しくみ研究所
ワクワク系マーケティング実践会
主宰 小阪裕司 氏



- ◇テーマ 「楽しく仕事をして儲かる方法」
- ◇パーティー：16:45~18:30
- ◇参加費：講演会聴講は無料 パーティー参加費 5,000円
- ◇申し込み：当所まで

経営改善貸付 (マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.15%
-------	---------	---------	---------------	----------

- 融資対象者は、下記の要件を全て満たした方
- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
 - ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
 - ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
 - ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
 - ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所(TEL: 22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。
(北部地区：遠山、東・南部地区：近藤、西部地区：真野)
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

◇◇1人でも雇ったら、労働保険に必ず加入◇◇ ~雇ったら入る。人も会社も守るために~

労働者(パート、アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

また、昨今では労働保険未加入事業所で労災事故が発生した際、療養費や休業に伴う補償を当該事業主に対して損害賠償請求するケースもみられ、事業主にとっては大きな負担になっています。

また、労働保険の加入手続きを行っていない事業主は、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きをとられるようお願いいたします。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい。

- 問い合わせ先 新潟労働局労働保険徴収課 (TEL:025-288-3502)
- 新津公共職業安定所 (TEL:0250-22-2233)

日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティ貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 15年以内	基準利率 1.25%~
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	基準利率 1.25%~2.90%

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> ・申告決算書 最近2期分(申告されている場合) ・見積書(設備資金をお申込の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・最近2期分の確定申告書・決算書 ・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・見積書(設備資金をお申込の場合)

★お申込み・お問い合わせ先★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所(TEL:22-0121)まで。

資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)
12月 1日(火)・ 1月 5日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)
12月 8日(火)・ 1月12日(火)

〔相談会のご利用の際は当所経営指導員(遠山、近藤、真野)までご予約をお願いします。(TEL:22-0121)〕



新津商工会議所

No.353-2 2015年11月25日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

年末調整個別相談会のご案内

～給料・賞与を支払っている方へ～

- ◆日時：1月15日(金)・18日(月)
9:00～12:00 / 13:00～16:00
- ◆会場：新津商工会議所 3F
- ◆対象：新津地域で個人事業を営む方
- ◆持ち物：①年末調整の書類一式(税務署より郵送)
②平成27年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ち下さい)
③生命保険料・介護保険料・地震保険料・国民年金保険料等の控除証明書
④国民健康保険料払込金額の確認
⑤控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認
※税理士関与の方はご遠慮ください。



法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の方へのお知らせ 本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への 個人番号の記載は必要ありません！

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払いを受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。(個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。)

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですのでご注意ください。

- ◆個人番号の記載が不要となる税務関係書類◆
(給与などの支払を受ける方に交付するものに限りです。)
- ・給与所得の源泉徴収票 ・退職所得の源泉徴収票 ・公的年金等の源泉徴収票
- ・配当等とみなす金額に関する支払通知書 ・オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書 ・上場株式配当等の支払に関する通知書 ・特定口座年間取引報告書
- ・未成年者口座年間取引報告書 ・特定割引債の償還金の支払通知書

※未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成28年1月施行予定

小規模企業共済法の改正について

平成27年8月28日に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、小規模企業共済法の一部が改正され以下の制度の見直しが行われます。

1. 共済事由の見直し (注)改正後に生じた事由から見直しの対象となります。
 - ①個人事業主の「配偶者又は子に事業の全部を譲渡した場合」の共済事由が「準共済事由」から「A共済事由」に見直されます。
 - ②共同経営者の「個人事業主の配偶者又は子への事業の全部譲渡に伴い、配偶者又は子への事業(共同経営者の地位)の全部を譲渡した場合」の共済事由が「準共済事由」から「A共済事由」に見直されます。
 - ③会社等役員が「会社等役員の退任(疾病等を除く)」のうち、「退任日において65歳以上の場合」の共済事由が「準共済事由」から「B共済事由」に見直されます。
2. 分割共済金の支給回数の増加 (注)改正後に請求される共済金から適用されます。共済金の分割支給(分割共済金)が、年4回から年6回(奇数月)の支給になります。なお、改正前に共済金を請求された方と、分割共済金を受給中の方は年4回の支給となります。
3. 共済金を受給できる遺族の範囲の拡大 (注)改正後に契約者が亡くなった場合から適用されます。共済金を受給できる遺族に「共済契約者の収入によって生計を維持されていなかった「ひ孫」と「甥・姪」が追加されます。
4. 申込金の廃止
「共済契約の申込み」と「増額の申込み」のお手続きの際に、申込金を添えていただく必要がなくなります。(現金による納付が必要ではなくなります。)
5. 掛金月額の減少(減額)の要件廃止
掛金月額を減額する際の要件が廃止され、「委託機関による減額理由の確認」が不要となります。
6. 掛金納付月数の通算事由を追加
共同経営者が、いったんその地位を退いた場合でも、一定の条件に該当する場合は、「掛金納付月数の通算」ができるようになります。
7. 機構解約の取扱いの緩和
災害などやむを得ない理由による未納の場合については、掛金の滞納による共済契約の解除(機構解約)の取扱いが緩和されます。

施行日や詳細な改正内容は、今後、政令や経済産業省令によって定められます。これらが決まり次第お知らせしてまいります。

共済相談室 TEL:050-5541-7171